誤振込の場合の預金の取り扱いについて

弁護士 三柴 萌実(2016年3月修了)

I 本稿の問題意識
Ⅲ 前提知識の確認
Ⅲ 判例
IV 預金の成立
V 「著しく正義に反するような特段の事情」について
VI 第三者が預金債権行使にかかわる場合について
VII 結論

本論文の趣旨

誤って振り込まれた金銭に対し、差押がなされた事案で、最判平成8年4月26日民集50 巻5号1267頁(以下、平成8年判決)は、預金債権の成立に、原因関係がかかわらないことが示された。一方、刑事事件ではあるが、誤振込された預金を知りながら受取人が払戻しを請求した事案について、最決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁(以下、平成15年決定)は平成8年判決の上記判示を引用しつつも、「誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるというべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する」と判断した。

このように、平成8年判決は、振込の原因となる法律関係が存在しなくとも預金債権は成立するとした一方、平成15年決定は、誤った振込みによる預金の払戻しを請求した場合には、詐欺罪が成立するとし、この2つの判例には矛盾があるようにも思えるところ、平成20年10月10日民集62巻9号2361頁(以下、平成20年判決)は、平成8年判決を引用し、預金債権は成立するとした。そして、受取人による払戻請求は「著しく正義に反するような特段の事情」がある場合には「権利濫用に当たる」として払戻請求を全面的には認めないことを判示した。ここでは、平成15年決定の引用はしていないものの、払戻請求を全面的に認めない点で、同様の考えに沿ったとも思える判断をした。

以上3つの判例を中心に、誤振込等、原因関係のない預金債権の効力について、検討し、 それを踏まえ、平成20年判決において明確に示されたとは言えない「権利濫用」といえる 「特段の事情」について考察する。さらに、その考察をさらに深めるために、原因関係の ない預金債権とその第三者による行使にかかわる判例の検討をする。

I 本稿の問題意識

誤って振り込まれた金銭に対し、差押がなされた事案で、最判平成8年4月26日民集 50巻5号1267頁(以下,平成8年判決)は,「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座 に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存 在するか否かにかかわらず,受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し, 受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得する」と判断した。このように, 預金債権の成立に,原因関係がかかわらないことが示された。一方,刑事事件ではあるが, 誤振込された預金を知りながら受取人が払戻しを請求した事案について, 最決平成 15年3 月 12 日刑集 57 巻 3 号 322 頁(以下,平成 15 年決定)は平成 8 年判決の上記判示を引用し つつ,組戻し等の制度について,「普通預金規定,振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり, 安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上,銀行が振込依頼人と受取人と の紛争に巻き込まれないためにも必要なものということができる。また,振込依頼人,受 取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なも のである」と指摘した上で、「銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによる ものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄であるといわなけ ればならない」と評価した。加えて、「社会生活上の条理からしても、誤った振込みについ ては,受取人において,これを振込依頼人等に返還しなければならず,誤った振込金額相 当分を最終的に自己のものとすべき実質的な権利はないのであるから | , 「受取人において も、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自 己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるた め、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務がある」とした。そして、 このような義務が認定できることから、「誤った振込みがあることを知った受取人が、その 情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振 込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるというべきであるから、錯誤に陥った銀行 窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する」と判断した。

以上のように、平成8年判決は、振込の原因となる法律関係が存在しなくとも預金債権は成立するとしたが、他方、平成15年決定は、誤った振込みによる預金の払戻しを請求した場合には、詐欺罪が成立するとしたので、この2つの判例には矛盾があるようにも思える。この点について、民法と刑法にはそれぞれに独自の観点がありうることを前提にして、平成8年判決は民法の観点から預金債権の成立を認めたのであるから、矛盾はないとする見解がある。他方で、平成15年決定は、原因関係にかかわらず預金債権が成立するとした平成8年判決を引用しつつも、信義則上引き出しを否定したのであるから、預金債権は成立しているが、それを行使することは権利濫用となることがあると考えるものとし、平成8年判決と平成15年決定を矛盾なく説明できるとする見解も生じた。

このように平成8年判決と平成15年決定により,原因関係のない預金の成立についての議論が高まるなか,平成20年10月10日民集62巻9号2361頁(以下,平成20年判決)において,再度,民事事件において問題となった。裁判所は,平成8年判決を引用し,預金債権は成立するとした。そして,受取人による払戻請求は「著しく正義に反するような特段の事情」がある場合には「権利濫用に当たる」として払戻請求を全面的には認めないことを判示した。ここでは,平成15年決定の引用はしていないものの,払戻請求を全面的に認めない点で,同様の考えに沿ったとも思える判断をした。

この判示により、原因関係がなく、権利濫用と評価される場合には、預金債権を行使できないとする権利濫用論がとられることが分かった。しかし、平成8年判決の事案は、第三者による差押えの事案であり、受取人本人による払戻しであった平成20年判決と必ずしも同様といえず、また、その違いを考慮したとしても、誤振込の場合にはその振り込まれた経緯等にかかわらず払戻請求を認めない権利濫用肯定説を採用したと言い切れるかが問題となる。また、平成15年決定が権利濫用論をとったことで詐欺罪の成立を認めたのだと考える場合、平成15年決定の詐欺罪の成立範囲と平成20年判決に示された「権利の濫用にあたる」といえる範囲との関係が同様に考えることができるか問題となる。

その点とも関連するが、平成 20 年判決は「権利濫用」といえる「特段の事情」について、「払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、 詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反する」 場合であり「振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利 の濫用に当たらない」として、明確な基準は示していない。この「著しく正義に反する」 場合をいかに解するか、平成 15 年決定との関係をいかに解するべきかは、この判例を理 解する上で重要な問題となる。

Ⅱ 前提知識の確認

上記判例を検討する前提として必要と思われる概念について、確認しておきたい。

1 普通預金と定期預金 1

普通預金は、預金口座を開設して預入れ、払戻しを反復継続して行いうるもので、預金者がいつでも払戻しを求めうる預金である。最初の預入れによって口座が開設され、個々の預入れごとに当該金額につき消費寄託が成立するが、その金額は既往のものと一体となり、預金残高を債権額とする1個の預金債権が存することになると解する見解2が多い。

1 小橋一郎「預金契約の成立」加藤一郎他『銀行取引法講座』109頁, 特に114頁(1976)

² 大阪金融法務研究会報告金法 148 号 107 頁, 特に 108 頁(1957), 座談会「預金取引」[吉原省三発言,

定期預金は、預入期間を定めて預入れ、期間が満了するまでには原則として払戻請求のできない期限付き預金である。預入れごとに当該金額について消費貸借が成立し、預金債権も個々の消費寄託について独立して存在し、既存の定期預金債権に合一されることはない。

2 振込み3

振込依頼人が予め銀行に振込資金を提供したうえで、受取人の預金口座を指定し、その口座に資金を入金することにより決済を行うことを指す。まず、振込依頼人の振込依頼によって、振込依頼人と仕向銀行との間には委任契約の一種としての振込契約が成立し、仕向銀行は振込依頼人との関係では、受任者として振込依頼人の支払指図を実行すべき義務を負う。そして、その実行として、仕向銀行は、支払指図に従って、受取人が被仕向銀行に有する決済口座に、指示された振込金額を入金記帳すべき旨の為替通知(支払指図)を被仕向銀行に伝達する。被仕向銀行はこの為替通知に基づき、受取人の決済口座に振込金の入金記帳を行う。この入金記帳をもって、受取人の口座への入金が完了するとされる。

3 組戻し4

一度取り組んだ為替取引を何らかの事情により、仕向銀行にその取消を申し出ることをいう。この法的性質は、為替取引が振込依頼人と仕向銀行の間の委任契約であるので、委任契約の解除に相当する。そのため、被仕向銀行が受取人の預金口座への入金処理が完了するまでは、いつでも解除の意思表示である組戻依頼をすることができる。

受取人の預金口座に入金した後に組戻依頼を受けた場合には、既に仕向銀行は依頼を受けた時点では委任事務の処理が終了していることとなるので、組戻依頼に応じる義務はないが、実務では受取人の承諾を得て、組戻依頼に応じている。

Ⅲ 判例

まず、平成 20 年判決を確認した後に、平成 8 年判決、平成 15 年決定と判例の流れに沿って、平成 20 年判決との関係を検討したい。

前田庸発言]金法 786 号 11 頁, 特に 21 頁(1976)

³ 森田宏樹「振込取引の法的構造―「誤振込」事例の再検討―」中田裕康=道垣内弘人編『金融取引と民 法法理』123頁,特に 148 頁(2007)

⁴ 藤田祥子「名古屋高裁平成 17 年 3 月 17 日判批」法研 79 巻 10 号 59 頁, 特に 70 頁(2006)

1 最判平成 20年 10月 10日民集 62巻 9号 2361 頁

(1) 概要

普通預金口座の振込みについて、振込依頼人と受取人の間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、この口座の名義人である受取人が当該振込みによる預金の払戻しを受けることができるかが問題となった。本件で問題となった、振込みは以下のようになされた。

まず、A が、受取人 X の普通預金の通帳とその夫 B の定期預金通帳を盗んだ。A を含む 窃盗グループの一部の者が、B の定期預金口座を解約し、その解約金 1110 万 7404 円を上記受取人 X の普通預金口座へ振り込んだ。さらに、窃盗グループの一部の者が X の普通預金から、1110 万円の払戻しを請求し、銀行 Y はこれに応じた。本件で問題となった払戻しは、窃盗グループによる引出しの後に、受取人 X が、銀行 Y に対し 1110 万円の払戻しを請求したものである。

(2) 判旨

判旨はまず、後述する平成8年判決を引用し、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預 金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関 係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が 成立し、受取人において銀行に対し上記金額相当の普通預金債権を取得する」としたうえ で、「上記法律関係が存在しないために受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負 う場合であっても、受取人が上記普通預金債権を有する以上、その行使が不当利得返還義 務の履行手段としてのものなどに限定される理由はない」とした。そして、「受取人の普通 預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係 が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することにつ いては、払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であっ て,詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど,これを認めることが著しく正義に反す るような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に 対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは,権利の濫用に当たるということ はできない」と判断した。これをうけ、本件では、窃盗グループによる受取人の普通預金 口座への振込みであり、その原因関係は認められないとしつつ、本件振込みの経緯から、 特段の事情を見出すことはできず、本件払戻しは権利濫用には当たらないとした。そうし て、本件払戻しが債権の準占有者に対する弁済として有効であるか等について更に審理を 尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すこととなった。その後、本件は和解 が成立し,終結した。

2 平成8年判決・平成15年決定との比較

(1) 最判平成8年4月26日民集56巻5号1267頁

(ア) 概要・判旨

冒頭(本稿2頁)にも紹介した,平成8年判決は上記平成20年判決においても引用されており,平成20年判決を考える上で前提となる判例である。

本件では、振込依頼人が、誤った口座を指定したために生じた預金債権に対し、本件受取人の債権者により差押がなされた。これに対し、振込依頼人が、誤った振込みであり、受取人に帰属すべき債権ではないとして、差押債権者に対し、第三者異議を提起した。そこで、原因関係のない振込においても、預金債権が成立するかが問題となった。本件振込みは訴外株式会社「東辰」に対し行おうとしたところ、誤って訴外株式会社「透信」を振込先として振込依頼したことにより、この「透信」に振込まれたものである。なお、本件では、振込みの際、口座番号ではなく、振込先の名前で行われ、その表示がカタカナによる音のみを表示するものであったことから、いずれの会社についても「トウシン」との表示がされていた。

判旨は,「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは, 振込依 頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取 人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相 当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である」とした。その理由として、普 通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定め があるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の 振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めは置かれて いない点をあげた。さらに、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、 安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するた め、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知する ことなくこれを遂行する仕組みが採られているという点もあげた。また、振込依頼人と受 取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにかかわらず、振込みによって受 取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額 の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり,右預金債権の譲渡を妨げる権利を 取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を 求めることはできないと判断した。そのうえで、本件でも原因関係のない誤った振込依頼 による預金債権は成立したとして、振込依頼人による第三者異議の請求は棄却された。

(イ) 平成20年判決との比較

平成8年判決では、誤振込による預金債権の行使の主張を行ったのは、受取人ではない 第三者であった。そもそも、平成8年判決は、預金債権の「取得」について論じただけで あり、「行使の可否」についてまでは論じていない。これは、権利の「取得」と「行使」は 別の概念であり、前者が認められると後者が必然的に認められるという関係にはないからである5。そのため平成8年判決からは、受取人自らが払戻請求する場合には当然に払戻しが認められるかどうかは必ずしも断言できなかった。ここで、平成20年判決は、受取人自らが払戻しを請求する場合についても、平成8年判決を引用し、普通預金債権の成立を認め、原則として払戻しを受けることができるとした。これにより、原因関係のない振込みにより、預金債権が成立することはもちろん、それを誤振込の発生には何らかかわりのない第三者が差押できるのみならず、受取人自らが払戻しを受けることが認められることが示され6、平成8年よりも進んだ判決といえよう。

また、平成 20 年判決は、平成 8 年判決のような振込依頼人に過誤がある場合に加え、 窃盗犯による振込みについて判断することで、振込依頼人に過誤のない無権限者の振込み についても普通預金契約の成立を認めた。これにより、振込みがあれば、原因関係の有無・ 内容とは無関係に振込金相当額について普通預金契約を成立させる考えを徹底させたとい える 7。一方、平成 8 年判決に対しては、何ら制限なく預金債権の成立が認められること について、「棚ぼた的」であるとして、問題とされていたが、平成 20 年は、「著しく正義 に反する特段の事情」のある場合における払戻請求に制限をかけた。

(2) 最決平成 15 年 3 月 12 日刑集 57 巻 3 号 322 頁

(ア) 概要・判旨

誤って振り込まれた預金の引き出しについて、刑法の観点から判断した判例である。受取人が自己の普通預金に誤って振り込まれた預金を、誤振込であることを知りながら、それを秘して引き下ろした行為が銀行に対する詐欺罪に当たるかが問題となった。A は振替口座の変更を行い、B(夫)の口座に入金するつもりであったが、振込みの際の書類の作成を誤ったため、B の口座ではなく、被告人の口座に振込まれることとなった。被告人は自己の口座に入金予定のない入金がされていることに気付いたが、多額の債務を抱えていたため、振り込まれた預金を借金の返済に充てようと、誤振込の原因を追求することなく窓口係員に対して、誤振込があったことを告げずに誤振込がなされた分の金員について払戻請求をした。

判旨は、平成8年判決を引用し、誤振込のように原因関係がない場合にも、普通預金契約が成立し、預金債権を取得することを認めた。しかし、誤振込の際の組戻手続や、受取人から誤振込がある旨の指摘があったときに、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認し、振込依頼人に対しては、当該振込の過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられる銀行実務を指摘し、これらの制度は社会的に有意義なものであるとした。それは、これらの制度が安全な振込送金制度維持に有益であり、銀行が振込依頼人と受取人

⁵ 山口敬介「最高裁平成 20 年判批」法教 127 巻 2 号 262 頁, 特に 266 頁(2011)

⁶ 野口大作「最高裁平成 20 年判批」法時 82 巻 12 号 132 頁, 特に 134 頁(2010)

⁷ 野口・前掲注 6 特に 134 頁

との紛争に巻き込まれないためにも必要で、振込依頼人・受取人間の無用な紛争発生防止という意義を持つからである。そして、銀行にとって誤振込であるか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄であるとした。そのため、受取人は、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤振込があることを知った場合には、銀行に、上記措置を講じさせるため、誤振込があった旨を銀行に告知すべき、信義則上の義務があるとした。その上で、本件のように誤振込があることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立すると判断した。

(イ) 平成 20 年判決との比較

本判決が出たことで、預金債権が成立するとしても、払戻しが認められない場合があり うるという,権利濫用肯定説の考えが強まっていった 8。本判決では,受取人の払戻請求 そのものが権利の濫用に当たるか否かについては明確にされなかった 9が, 平成 20 年判決 ではこの点につき,「払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための 行為であって、詐欺等の犯行の一環を成す場合であるなど特段の事情がある」ときは、「権 利の濫用に当たる」と判断したと捉える考え方もある 10。平成 8 年判決における,受取人 が預金債権を取得するとの判断に対し、平成 15 年決定が受取人による払戻請求が詐欺罪 に当たると判断したことから、平成 20 年判決は、民事責任と刑事責任の衝突を回避しよ うとしたともいえ11,議論を民事責任に限定したとしても平成8年判決より議論を進めて、 払戻請求権の行使の可否についても判断し、その一方で平成 15 年判決との整合性を保つ ため権利の濫用に当たる場合を示唆している 12ともいえる。仮に平成 8 年判決,平成 15 年決定に矛盾はなく,結論が異なったのは事案の違いにすぎないとしても,平成 15 年決 定には、平成8年判決が展開した一般論との間に、受取人が誤振込であることを知らない 場合、および知っていても銀行の利益を害さない場合に、どのように考えるかという隙間 があったところ、平成20年判決は、原則として、受取人が振込依頼人に対して不当利得 返還義務を負担しているという原因関係上の問題は払戻請求に影響は与えないとして、原 因関係との分断を前提としつつ, 例外的に, 「払戻しを求めることが著しく正義に反するよ うな特段の事情があるとき」は、銀行との関係において払戻請求が権利の濫用に当たるこ

 $^{^8}$ 石丸正利「最高裁平成 20 判決判解」平成 20 年度民事篇 489 頁,特に 505 頁(2011)(平野英則「振り込め詐欺の被害者による債権者代理の行使(上)」金法 1743 号 8 頁,特に 11 頁(2005),岡本雅弘「誤振込により成立した預金の払戻請求」金法 1733 号・4 頁,5 頁(2005),堀裕=髙木いづみ「『振り込め詐欺』事件と金融機関の資金移動取引」金法 1741 号・8 頁,特に 12 頁(2005))

⁹ 石丸・前掲注 8 特に 515 頁

¹⁰ 松本恒雄「最高裁平成 20 年判批」金判 1344 号 7 頁, 特に 9 頁(2010)

¹¹ 滝沢昌彦「最高裁平成 20 年判批」セレクト 2009 21 頁(2010)

¹² 野口・前掲注 6 特に 134 頁(2010)

とを認め、この隙間を埋めようとした13との評価がある。しかし、平成20年判決は、平 成8年判決を引用するものの、平成15年判決については引用がなされていない。また、 平成 15 年判決で考慮された、銀行の利益というものが考慮されているとはいえず、平成 20 年判決が平成 15 年判決にのっとったものであるかという点では疑問である。「払戻しを 受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯 行の一環を成す場合」を権利の濫用に当たる場合として例示したうえで、「受取人が振込依 頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは,権利の濫用に当たるとい うことはできない」との平成20年判決の判示に照らすと、単なる誤振込であった平成15 年判決の場合も「不当利得返還義務を負担している」だけとも解することができ、権利濫 用には当たらないとも考えられる。 平成 15 年判決と平成 20 年判決の関係性は判旨から明 らかであるとはいえない。平成20年判決の「特段の事情」には平成15年決定の場合も含 むとの考え方もある14。平成20年判決が念頭にしているのは「振り込め詐欺」等であり、 平成 15 年決定が想定している場合とやや異なるとの見解 15もある。両判決の関連性とと もに、権利濫用となりうる「特段の事情」について、平成15年判決が含まれるのか、ま た、どのような場合を指すのかが、問題といえよう。これについては、平成 15 年決定と 平成 20 年判決が両立すると考えるならば、誤振込の場合、信義則上告知義務があり、調 査のための合理的期間内は払戻しを受けられなくても受忍すべき義務があり、この義務に 反して払戻しを受けた場合詐欺罪の成立する余地を認めたもので、それ以上に、振込みの 原因関係がなく、受取人が振込依頼人に対して不当利得を負担することのみで直ちに権利 濫用になると判断したものではない 16と考えもある。一方で,平成 20 年判決によれば, 銀行は,誤振込に係る調査をしたところで,いずれにせよ受取人に払戻しをしなければな らないのであるから、平成 15 年決定において認められたような詐欺罪を構成する法益関 係的な錯誤がある17かという点については疑問であり、民事法と刑事法との法領域ごとの 相対性を肯定しなければ,平成8年判決,平成15年決定,平成20年判決を統一的に理解 することは相当困難である18とする見解もある。他方,平成15年決定の場合も権利濫用 にあたるものの、「振り込め詐欺」等に当たる場合も権利濫用といえる特段の事情とするた め、平成15年決定のみが特段の事情に当たるとの誤解を避けるために、あえて平成15年

 $^{^{13}}$ 中舎寛樹「最高裁平成 20 年判批」リマークス 40 号 6 頁,特に 8 頁(2010),中田裕康「最高裁平成 20 年判批」 金法 1876 号 15 頁,特に 17 頁(2009)

¹⁴ 稲葉威雄「最高裁平成 20 年判批」金判 1319 号 2 頁, 6 頁(2009)

¹⁵ 滝沢・前掲注 11 21 頁

¹⁶ 大畠崇史「最高裁平成 20 年判批」別冊判タ 29 号平成 20 年度民主解 20 頁,特に 21 頁(2010)

 $^{^{17}}$ 詐欺罪成立について,財産的損害の発生要件につき法益関係的錯誤説に立ったものと考えられる。この説からは,財産的利益に関する錯誤が認められることを要求する。判例(最判平成 22 年 7 月 29 日刑集 64 巻 5 号 829 頁)は,「交付の前提となる重要な事項」としか判示していないものの,経営上の重要性を重視しており(大塚裕史「平成 22 年 7 月 29 日判批」ジュリ 221 号 102 頁,特に 103 頁),判例の立場からも同様の批判が考えられるところであろう。

¹⁸ 妹尾直人「最高裁平成 20 年判批」銀法 705 号 24 頁, 特に 28 頁(2009)

決定を引用しなかった19とみる見解もある。

(3) まとめ

以上のように、平成8年判決において、原因関係のない振込みにおける第三者による差し押さえの際に、預金債権が成立すると判示がなされた後、平成15年決定・平成20年判決によって、自らの払戻しの場合であっても預金債権が成立することが確認された。平成15年決定によって払戻しについて詐欺罪が成立するとの判断を示された後での、平成20年判決のこの点についての確認は、改めて、預金債権の成立に原因関係がかかわらないことが確定したことを確かめるものであったといえる。また、誤振込の原因が振込依頼人にあるか否かという点についてはかかわりなく、預金債権が成立するとの判断もされたといえよう。

また、平成 15 年決定により、権利濫用説が盛り上がり、平成 8 年判決の段階では問題にはなりえなかった受取人自らの払戻しの可否をいかに解するか、という点について、平成 20 年判決が判断をした。原則としては、預金債権は成立するが、特段の事情のある場合に限り、権利濫用として払戻請求は認められないというものであり、これは、一部の権利濫用肯定説 20がとる、原則として権利濫用となるというものではなく、例外的に権利濫用となる場合が存在すると判断するにとどまるものである。いずれにしろ、平成 8 年判決、平成 15 年決における議論をさらに進める判断となった。

結局,預金債権はどのような場合に行使が認められるのか注目されるが、それには、上記3つの判例の関係を理解する必要がある。しかし、この関係もたとえば、平成15年決定においては、受取人には振込金相当分を最終的に自己のものとする実質的な権利はないとするとともに、組戻制度を評価して上記のような論理過程を示しているにもかかわらず、平成20年判決にのっとると、調査・照会により原因関係を欠く振込みであることが明らかになったとき、被仕向銀行は「著しく正義に反する特段の事情」を立証しない限り、払戻しを拒否したうえで組戻し等の措置を取ることができないといえ、何のための調査・照会かわからなくなるとして、批判するものもある21ように、明確に示されているわけではない。平成20年判決の「特段の事情」をいかに解するかにより預金の払戻請求権が認められる範囲が定まり他の2つの判例との関係も決定されるといえる。もっとも、払戻請求をすることが権利濫用となると判断される場合に、どのような特段の事情が必要であるのかという限界線は、事例判決にすぎない本判決からはわからない22といった指摘が多い。実際、平成15年決定のような場合についても「特段の事情」といえると解釈できるかについてさえ、見解が分かれている。

ここで、原因関係のない振込みの問題をより深く検討する上で、上記3つの判例が一貫

¹⁹ 山口・前掲注 5 特に 276 頁

²⁰ 平野・前掲注 8 特に 11 頁, 岡本・前掲注 8 特に 5 頁, 堀他・前掲注 8 特に 12 頁

²¹ 本多正樹「最高裁平成 20 年判批」金判 1336 号 176 頁, 特に 178 頁(2010)

²² 松岡久和「最高裁平成 20 年判批」 ジュリ 1376 号 75 頁, 特に 76 頁(2009)

して、原因関係のない振込に対しても、預金債権の成立を認めているにもかかわらず、預金債権の成立で問題とされる、「客観説」「主観説」について言及が一切なく、また、平成20年判決の評釈等にもほとんど言及がないことに気が付く。原因関係の有無にかかわらず、預金債権が成立するとの結論においては、この問題が前提となるのではないか。その前提を踏まえることで預金債権成立における原因関係の要否の問題や、払戻請求が権利濫用となる場合をいかに解するべきかとの答えも見つかるのではなかろうか。

IV 預金の成立

1 本件での位置づけ

前述の通り、平成 20 年判決の「特段の事情」の解釈に役立てるため、あまり重視され ていない、預金の成立の点から、3 つの判例を検討する。従来、定期預金で採用されてき た客観説にのっとれば,平成 20 年判決では預金債権は窃盗犯に成立すると考えられるは ずである。同判決は、「客観説」等につき言及することなく、預金債権は受取人たる X に 成立するとしている。平成20年判決の評釈の中でも、数は少ないといえども、「客観説」 「主観説」といった対立についていかに解しているかという点について言及しているもの がある。まず,振込依頼人が受取人に対して不当利得返還請求権を取得すると考えるとの 誤振込論理の延長として,本判決でも,振込行為をした窃盗犯らに不当利得返還請求権が 成立するとの言及 もある。これは、本件振込によって、一旦は預金債権が受取人に帰属す ると考えるものであり、振込みを依頼し自己の金銭として完全に取得しようとしていた窃 盗犯に帰属させるとの法的構成をとらなかったことから,客観説をとってはいないと考え ることができよう。また、平成8年判決の段階において、預金債権の帰属者の認定につい て,少なくとも普通預金では客観説は採用できないと判断されたとの評価もある 23。一方 で,預金残額が日々変化する流動性普通預金口座に関しては,個々の入金ごとに預金の帰 属を捉えるのではなく、残高に対する1個の預金債権として一括して口座名義人に帰属す るとするものもあり24,これは、平成20年判決の1審原審が採用した考え方でもある25。 さらに、定期預金解約と普通預金口座への振込みを一連の行為と見て、定期預金口座の名 義人に帰属すると考えるべきとするものもある 26。

ここで、主観説・折衷説であれば、振込依頼人たる窃盗犯の意思の通りに、窃盗犯に帰属させるという考え方もできよう。また、そもそも当該金銭は定期預金口座に入っており、 窃盗犯が無権限でこれを引き出したにすぎず、当該金銭の権限は定期預金口座名義人に帰

24 石田剛「最高裁平成 20 年判批」法教 340 号 162 頁(2009)

²³ 稲葉・前掲注 14 特に 3 頁

²⁵ 麻生裕介「最高裁平成 20 年判批」金判 1320 号 8 頁, 特に 11 頁(2009)

 $^{^{26}}$ 森田宏樹「最高裁平成 20 年判決原判決批判」金判 1844 号 7 頁,特に 8 頁(2008)中田・前掲注 13 特に 18 頁

属することを重視すれば、定期預金口座名義人を実質的な預入者として預金債権の帰属主体と認めることもできる。よって、本件では、前述のように客観説も採用されておらず、いずれかの説を採用したものとも解することができないようである。

2 学説

(1) 学説 27

本来,流動性のない預金である定期預金における預金者の認定の学説が,流動性のある普通預金等における振込金の帰属の問題をも説明するものとして議論されるようになった。 従来,預金者の認定において想定されていたものは,あくまで銀行と預金者の間の関係にすぎなかった。これに対し,振込みにおいては,銀行と預金者(振込依頼人)に加え,受取人が加わることとなる。そうであるとすると,従来考えられた客観的ないし主観的に預入者とされた人に預金債権が帰属するというものではなく,別に預金債権の帰属の主体となる受取人をいかに考えるべきかとの問題が生ずる。この違いを埋めるものとして,振込みとは,振込依頼人 X が銀行に出捐をなしそれを社会観念上 X と受取人 Y の原因関係に基づき Y の出捐に転換しそれを Y が自分で預金したものとみなす「預金債権を支払手段として利用した原因関係上の決済取引」なのだと解釈する限り,その振込金も Y の出捐により Y が預入行為をした預金(消費寄託)といえるとする考え方がある 28。このように原因関係に基づいて考えないとしても,各学説による預金者の認定の基準をもとに振込みにより,帰属は振込先に転換されると考えられる。

(ア) 客観説

自らの出捐によって、自らの預金とする意思で、銀行に対して、自らまたは使者・ 代理人を通じて預金契約をした者を預金者とする考え方。実質的な預金支配者を保 護しようとするもの。

(イ) 主観説

預入者をもって預金者とする考え方。

(ウ) 折衷説

原則としては客観説によりつつも,預入者が,自己が預金者であると明示的若しく は黙示的に表示した場合には,預入者が預金者となるとする考え方。

(エ) 定期預金と普通預金は異なるものとしてとらえるもの

流動性預金については、常に一個の預金残高債権という別の債権の一部に融合して しまうのであって、これらの流動性預金については、常に一個の預金債権が全体と して誰に帰属するのかが問題となるだけであって、預金債権の帰属先は、通常は、

²⁷ 高木多喜男「預金者の認定」加藤他・前掲注1 127頁,特に134頁

²⁸ 菅原胞治「振込理論はなぜ混迷に陥ったか②—決済システムの本質論から見た誤振込,振り込め詐欺等をめぐる議論の問題点—」銀法 671 号 16 頁(2007)

預金口座の開設時における預金名義人であるとする考え方29。

(2) 判例

定期預金については客観説を採用している 30とされ、記名式定期預金も客観説をとる 31とされている。もっとも、普通預金に関しては、最高裁平成 15年 2月 21日民集 57 巻 2号 95 頁は一般論は示されていないが、客観説的なアプローチはとっていないと考えられている 32。

(3) 各学説に対する批判

主観説に対しては、客観説からは、預金契約においては一般の契約の場合と異なり、名義人の表示をもって当然に本人の表示と解することは妥当でないとの指摘がある 33。これは、預金が代理人・機関・使者等によってなされることが多いことは、周知の事実であり経験則といえ、また、架空名義・他人名義が多いことも、周知のところであり 34、預金契約においては、預金を受け入れる銀行の側では預金者が誰であるかを原則として特に問題とせず、預金をする者の側では名義人を便宜的に定め、特に名義人をもって預金者とする意思を有しないという点から導かれる。さらに、銀行が大量の取引を処理することもあげ、預金契約における預金者の認定には、契約理論を用いて決定できないとするのである 35。このように解した上で、預入行為者または名義人を預金者と信頼した金融機関の保護は、預金通帳または届出印章の所持人を預金者と信頼した場合と同様に、免責の問題ないし表見代理による権限の擬制の問題として決するのが妥当とする 36。

こうした客観説に対しては、預金契約に契約理論をそのまま適用しがたいことは認めつつも、預金者が誰かという問題は、預金契約(消費寄託)の効果を誰に帰属させるかという問題に他ならず、通常の契約理論からすれば、契約当事者となるのは、預金をすることに合意した者がであるはずにもかかわらず、出捐者説(客観説)の説明では出捐者が積極的に預金者となる積極的根拠が何も説明されていない37との批判がある。また、免責理論についても、民法478条等を普通に解釈するならば、銀行の不測の危険は十分に保障されない38

²⁹ 森田・前掲注3 特に136頁

 $^{^{30}}$ 最判昭 32 年 12 月 9 日民集 11 巻 13 号 2278 頁,最判昭 35 年 3 月 8 日金法 244 号 4 頁,最判昭 48 年 3 月 27 日民集 27 巻 2 号 376 頁他

³¹ 最判昭 57 年 3 月 30 日金法 992 号 83 頁

³² 大橋寛名「最判平 15 年 6 月 12 日判解」平成 15 年度(上)民事篇 308 頁,特に 316 頁(2006)

 $^{^{33}}$ 平出慶道「預金者の認定と預金の払戻し」鈴木禄弥=竹内昭夫『金融取引法体系 第2巻 預金取引』 70頁,特に73頁(1983)

³⁴ 河合伸一「記名式定期預金の預金者—出捐者説, それでよいのか—」金法 1047 号 6 頁, 特に 15 頁(1984)

³⁵ 高木・前掲注 27 特に 134 頁

³⁶ 平出・前掲注 33 特に 104 頁

 $^{^{37}}$ 河合・前掲注 34 特に 8 頁 預金払戻しにおける 478 条の類推適用について、判例が積み重ねられて きた現在においては(最判昭和 41 年 10 月 4 日民集 20 巻 8 号 1565 頁、最判昭和 59 年 2 月 23 日民集 38 巻 3 号 445 頁、最判平成 15 年 4 月 18 日民集 57 巻 4 号 337 頁注 43 参照)、必ずしも妥当しない反論と いえるかもしれないが、 478 条類推適用においても、あくまで銀行が善意無過失であることが要求される 点で十分に保障されない可能性はあるといえる。

³⁸ 河合・前掲注34 特に14頁

との指摘や、訴訟構造として、原告が当該預金の「出捐者」といえるかは、原告と行為者間の内部関係に属し、被告たる銀行の与り知らぬところであるとともに、預入行為者は原告と一体となるため、原告が、預入行為者の協力を得てなす一方的な主張・立証に対し、被告側たる銀行が有効な反論・反証を提出し得ないままに事実認定がされてしまうとの指摘もある39。

このように、客観説に対しての批判もあったなか、平成8年判決は、従来の判例とは異なり、明示的には客観説の議論をしなかった。これを受けて、流動性のある普通預金等においては、もはや客観説はとられなくなったとの主張も見られることとなった。これに対しては、客観説に続く免責理論を無視した不十分な理解であるとの再反論がある40。

また、平成8年判決が預金債権の出捐関係を問わずに預金契約の解釈から、誤って受取人とされた者を預金者と認定したという意味で、預金者の認定につき契約法的アプローチを採ることを明確にしたともいえ、従来判例が採ったと言われる客観説からの変化が見いだせる41との指摘がされる。しかし、これに対しても、そのように原因関係を問わず、普通預金が口座の残額と一体化して1つの債権となることで、受取人に対して支払義務を負うのだと解すべき具体的条文は存在しないという批判がある42。

3 検討

(1) 預金者の帰属について

誤振込がなされた場合に、客観説・主観説それぞれの立場からどのように解決できるかを検討する。A が B 銀行に D への振り込みを依頼しようとしたところ、C を指定してしまい、C に振込みがなされた。この場合に、C による払戻し、あるいは B 銀行による相殺、第三者による差押がなされたとする。銀行が利害関係人となる場合には特殊性を有するので、このいずれがなされるかにより多少の違いが生じると考えられるところ、それについては、後述する。

(ア) 客観説を応用する場合

客観説による場合、表示としては C への振込みを依頼しているが、出捐者たる A には、C に振り込む意思はないことから、C への預金契約は成立しないことになりそうである。銀行が誤って C の払戻請求や第三者の差押に応じた場合、あるいは、銀行が C への債務と相殺した場合には、478 条もしくはその類推適用により 43銀行の二重払いの危険からの救

³⁹ 河合・前掲注34 特に10頁

⁴⁰ 菅原・前掲注 28 特に 16 頁

⁴¹ 岩原紳作「預金の帰属」黒沼悦郎=藤田友敬編『江頭憲次郎先生還暦記念 企業法の理論(下)』422 頁, 特に 438 頁(2007)

 $^{^{42}}$ 菅原胞治「振込理論はなぜ混迷に陥ったか①—決済システムの本質論から見た誤振込,振り込め詐欺等をめぐる議論の問題点—」銀法 690 号 18 頁特に 24 頁(2007),菅原・前掲注 28 特に 20 頁

⁴³ 民法 478 条は弁済の場合の規定であり、預金債権について払戻し・相殺する場合も「弁済」として、本条が適用できるかという問題がある。判例は、払戻しについて期限前後を問わず、預金債権の弁済とし

済を図る。

(イ) 主観説を応用する場合

主観説によれば、A が B に対し、C への振込を委任する意思表示をした以上、C への振込がなされ C に預金契約が成立することになりそうである。この場合、銀行は、表示通り運用すればよいので、二重払いの危険はないものの、A は不利益を被ることとなる。もっとも、誤振込であることに悪意の者については、公平・正義の観点 44 、権利濫用の法理 45 を用いれば、A が原因関係不存在について対抗できるとも考えられる。このように解すると、銀行は、C への払戻し、C の債権者による差押において、C あるいはその債権者の悪意であったときに、やはり、誤った弁済となり、二重払いの危険を被る恐れがある。その場合には、ここでも、478 条の成立が問題となりうる。

(ウ) 両説の違い

客観説によっても、478条により銀行は保護され得る。一方、主観説による場合、銀行が利害関係人(相殺の場合)でないときには、相手方の主観により二重払いの危険を負う可能性がある。ここでも478条が使われるとすると、結局振込依頼人保護と銀行の保護の調整において問題となるのは、銀行における478条成立の有無であると思われる。もっとも、銀行の悪意・過失の対象が異なり、前者(客観説における478条の適用)は原因関係の存在、後者(主観説における478条の適用)は、Cや第三者の悪意についてであると考えられる。

(2) 「客観説」をとることの可否

客観説が、従来、預金契約においては契約理論を適用できない面を有することから利用されたのであるとすれば、平成8年判例以降、契約理論を利用しようとする流れが出てきたことも踏まえると、再検討の契機が生じたといえるのではないだろうか。ここで、定期預金で従来考えられてきた「客観説」の可否をめぐって、契約理論を利用すべきと考えられるようになった理由を検討する必要があるといえる。

そもそも、客観説の指摘する、銀行が預金者に原則として関心がなく、また、預金者としても、名義人を便宜的に定めるということが現在においても妥当するのであろうか。現在、元来客観説を適用すべきとされた無記名定期預金は取り扱われなくなっている ⁴⁶。普通預金に関しては直接関係がないが、平成 14 年 4 月のペイオフ解禁により預金保険制度のもとで預金は定額保護に移行し、実際の預金払い戻しにあたっては、同一預金者を名寄せした上で合算する必要があり、厳格な「預金者の認定」が必須となったとされる ⁴⁷。ま

て本条の適用が認められる(期限前の払戻しについて最判昭 41 年 10 月 4 日民集 20 巻 8 号 1565 頁)。相 殺については、預金担保貸付の場合においても相殺が実質的に払戻しと同視できることから本条の類推適 用が認められるとの判例がある(最判昭 48 年 3 月 27 民集 27 巻 2 号 376 頁)。(中田裕康『債権総論第三版』 337 頁(2013))

⁴⁴ 名古屋高判平 17年 3月 17日金判 1214号 19頁(2005)参照

⁴⁵ 東京地判平 17年9月26日判タ1198号214頁(2006)

⁴⁶ 金融法務研究会『預金の帰属』6頁(2003)

⁴⁷ 金融法務研究会·前掲注 46 6 頁

た,普通預金も含め,平成 15 年 1 月「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行され,同法 3 条により,金融機関等は顧客等から預金などの取引を行う場合に,氏名,住所,生年月日を免許証等により確認を行わなければならなくなった 48。これらの変化は,銀行が名義を便宜的に定めることを否定していることを示しているのであり,そうであれば,当然,預金者に関心があることを示していると思われる。

さらに、仮に客観説からの指摘が現在にも妥当する指摘であるとしても、それを元に原 則的な権利関係を定める必要があるのだろうか。そうした預金契約の通常の契約理論とは 異なる特殊性は、免責理論等により反映させるという法律構成も考えられる。もっとも、 いずれの理論を採ったとしても、利益衡量においてどの点を重視するかという問題となり、 実際に結論に違いが生じるかというと、そのようなこともないと思える。

ここで,「銀行は『振込みは原因関係など無関係』などと考えているわけではなく,それ がないというのは本来異常であると考え、明らかに受取人となるべき理由のないことが確 認された場合には、その部分の資金解放を撤回(組戻し)すべきは当然である。しかし、銀 行は,もともと振込依頼人の委託に基づき正当な払戻手段の提示者に対して資金解放を応 じるべき権限と拘束を受けるのであって、その資金解放開始時から現金支払いをなす面で の間に『あれは間違いだった』という連絡がきたからといって、即座に資金解放を停止す べきかについては慎重な対応も必要なのである」との指摘 49がある。確かに,原因関係が あるか否かという問題は、やはり、預金の帰属について少なからず影響はある。しかし、 それはあくまで預金口座を停止するか否かの判断がなされるかという局面に限られている のであり、原則としては、入金・払戻しを預金契約に沿って行うことが求められているの ではないだろうか。それは,銀行取引が大量取引であるとか,銀行が原因関係につき知り えない、調査義務を課すことは逆に利用の便宜を妨げる、という理由ではなく、預金制度 を利用する預金者には、預入れや振込により預金契約が成立したら、それは、その預入れ や振込みの通りになされ,それに基づき払戻しを受けられるとの期待を当然有しているこ とを重視すべきと考えられることを理由とする。このような期待をないがしろにしてまで、 名義人と出捐者が異なるような預金契約や、振込制度の利用により生じうる、誤りによる 振込みという例外的な場合の処理を重視する方針をとる必要があるとはいえない。こうし た場合に,銀行が事実関係を確認し,対応するための法理として,平成 15 年決定の詐欺 罪の成立や平成 20 年判決の権利濫用論が考えられたといえるのではないだろうか。この ように考えると、原則として、預金債権が帰属するのは、預金契約の通り、契約の相手方 とすべきであると考える。

(3) 契約の当事者論の預金契約への応用

以上のように、預金契約においても、原則として一般的な契約の概念により当事者を確

⁴⁸ 金融法務研究会·前掲注 46 6 頁

⁴⁹ 菅原・前掲注 28 特に 30 頁

定するとした考えのもと、どのように解釈されるかを検討するため、まず、一般的契約当 事者の考え方について検討し、その後に預金契約においての応用を考える。

(ア) 一般的な契約の当事者の考え方

契約の当事者となる者は、第三者のためにする契約の場合を除けば、当事者となろうとする意思のもとに、自ら、または代理人ないし使者を通して契約を締結した者であると考えることが一般的であるといえる50。とくに契約を実際に締結する者が他人の名義を使用した場合に問題が生じる。このような場合には、原則として名義人との契約が成立すると考えられ、例外的に、名義に重要性が認められない宿泊契約のような場合には、実際に契約締結行為をした名義利用者が契約当事者になると考えられてはいる51。しかし、契約当事者の確定の問題についての一般原則は、いまだあまり議論がされていないところ、検討の際に有用であるのが、代理における顕名の原則をめぐる議論である52。

民法 99 条より、代理人 B が代理権の範囲において本人 A のためにすることを示した意思表示の効果は、A に対して直接効果が及ぶ。これは、本人 A と相手方 C の間において、契約の当事者は代理人 B ではなく本人 A とその相手方 C であるとの認識があるからである。

次に、代理人 B が本人 A のためにすることを示さなかった場合には、民法 100 条本文に従い、代理人の意思表示は自己である B のためにしたものとみなされる。しかし、この場合には、例外が認められ、相手方 C が、代理人 B が本人 A のためにすることを知り、または知ることができたときは、民法 99 条 1 項の原則に立ち戻り、契約の当事者は本人 A と相手方 C と解することとなる。

これらのルールを相手方の側から考察すると、本人 A が契約当事者であると認識し、あるいは、周囲の事情からこれを認識することができたときには、契約の相手方となるのは本人 A であり、これに対し、代理人 B が契約の当事者であると認識し、かつそのように認識することが許される場合、すなわち、代理権を与えた者を契約の当事者であると考える必要がなかった場合には、契約の相手方となるのは代理人であるということになる。このことは、契約当事者確定の原則において、一方契約当事者が、当事者の同一性錯誤により、自分の相手方となるべき者とは考えなかった者との間で契約の成立が認められ、そのために当該契約が錯誤無効となり得ることと同様である。

このように考えると、民法 99 条及び 100 条は誰が契約当事者となるべきかについての一般原則に対応するものといえる 53。

⁵⁰ 安永正昭「預金者の確定と契約法理」石田喜久夫・西原道雄・高木多喜男先生還暦記念論文集・下巻『金融法の課題と展望』161 頁,特に 172 頁(1990),池田真朗「契約当事者論 現代民法における契約当事者像の探求」別冊 NBL51 頁『債権法改正の課題と方向―民法 100 周年を契機として―』(1998)参照

⁵¹ 山本敬三『民法講義IV-1 契約』58 頁(2005) 52 磯村保「契約当事者の確定をめぐって」Law&Practice No.7 91 頁, 特に 100 頁(2013)

⁵³ 我妻栄『新訂民法総則』 345 頁(1965)は、民法 100 条ただし書は意思表示解釈の一般原則を示す注意的規定であるとした。

(イ) 預金契約における契約の当事者確定について

上記のように、原則として契約の当事者として示された者である名義人が当事者となるが、例外的に、名義に重要性が認められない場合には、実際に契約締結行為をした者が契約当事者になるとの考えからすると、まず、預金契約の当事者であるとの意思を有する者は、自らの金銭を一それが他人から借り受けた金銭あるいは、他人から盗取、横領したものであっても一金銭を預金する契約の当事者であるとする考えが出てくる。使者、代理人による場合には、使用名義がいかなるものであろうと、顕名の存在が問題となり、顕名が欠け、相手方も代理人に委任した本人につき認識可能性がなければ、預入行為をした代理人が契約当事者たる預金者となる。なお、名義を基準に検討すると、出捐者が他人名義でなしたときは、一般に名義に重要な意味はないから出捐者が契約当事者になろうが、代理人が関与した場合、本人の名義でなした場合はともかく(通常、顕名の意味がある)、代理人または第三者名義でなしたときには、本人を知る手がかりは薄くなる。これに加え、出捐者が預入行為者に対し、とくに預入行為者の名義で預金することを認める場合には、自分が預金者であるにもかかわらず、真意と異なる預入行為者を預金者とする表示をなさしめるものであるから、出捐者の関与による心裡留保(民法 93 条)の問題も生じうる。

これらの考え 54は、従来考えられてきた、出捐者を当事者と解する判例・通説 55に合致 しているとも思える。

しかし、私は、出捐者が当事者であるとの意思の形成・外観が生じていないのではないかと考え、一般的契約当事者確定の方法によっても、もっぱら出捐者が契約当事者となると解することは適切ではないと考える。

たしかに、無記名定期預金契約における当事者の確定の問題においては、制度的にも無記名にすることで預金者がだれであるか秘密にすることを認めたものともいえ、払戻しの際にも通帳と印鑑の同一性のみ確認できれば少なくとも 478 条により、払戻しに応じた銀行は保護・免責されることとなり、名義人と当事者とを結びつけるインテンシブが低く、金銭の帰属すべき出捐者が当事者であるとの認識は、銀行・預金者に共通する意思であったともいえよう。しかし、現在では、無記名定期預金のような預金形態はなくなっており、記名式が中心となっている。前述のように、誰が口座を開設し、口座名義人が誰を表示しているのかといった事情が重視されるようになった状況の変化からすると、出捐者が契約当事者であるとの前提ではなく、口座名義人が契約当事者であると考えることが、預金契約における当事者の意思といえるのではないだろうか。

このように、考えると、預金契約の当事者は、契約当事者確定の一般的な理論に従って も、客観説のような出捐者に生じるのではなく、むしろ主観説でとられるような、口座名 義人に生じると考えるべきである。

⁵⁴ 安永・前掲注 50 特に 174頁

⁵⁵ 山本・前掲注 51 61 頁

上記の検討より、現代においては、もはや、客観説を採るべきではなく、主観説による べきであり、判例もこの流れに乗っていると考えることができる。

V 「著しく正義に反するような特段の事情」について

1 はじめに

前述のように、平成 20 年判決のいう「著しく正義に反する特段の事情」について、どのような場合を指すかという点については、本件判示からは明らかとは言えない。学説上も、この要件については様々な解釈が示されており、結局は、今後の裁判所の判断に期待するとするものが多いが、その後の判例は、見当たらないのが現状である。しかし、誤振込の権利関係・処理を考える上では、どのような払戻請求が「権利の濫用」と評価されるかという問題は重要であり、その点を明らかにする上記要件の解釈は、まさに、平成 20 年判決を解釈する上で要となる事項ではないかと思われる。

2 学説

権利濫用の法律構成を採用すること賛同する学説 56上は、大きくは、まず、平成 15 年 決定との関係で分類ができ、(1)平成 15 年決定が想定している場合と異なるとする見解と (2)平成 15 年決定の場合も含むと考える見解に分けられる。さらに、「特段の事情」について、平成 15 年判決との関係にとどまらず検討したものとして(3)平成 15 年判決以外にも「特段の事情」といえる場合があるとする見解や、(4)さらに「特段の事情」を広くとらえ、原則として「権利濫用」になるとの見解もある。

(1) 平成 15 年決定が想定している場合とはやや異なる 57とする見解

平成 15 年決定は想定している場合と異なる理由としては、これまでの権利濫用の構成を主張する論者が想定していたのは、振り込め詐欺の犯人や犯人に名義を冒用された者が預金の払戻しを請求するようなケースであり、単なる悪意以上の場合だった 58という点をあげるものや、「犯罪の一環をなす」とは、振り込め詐欺により振り込まれた資金を払い戻す行為を想定していることは想像に難しくないが、それ以外どのような場合に、権利濫用になるかというのは、今後の裁判例の蓄積を待つほかない 59と主張するものがあげられる。

もっとも、このように、平成15年決定とは異なるとする見解においても、「振り込め詐

58 松岡・前掲注 22 特に 76 頁

⁵⁶ 本多正樹「判批」民商 141 巻 1 号 92 頁(2009)は、判例のとる権利濫用構成を批判する考えのもと、判例の示す「事情」の解釈としては、原則として権利濫用になるものと考えるものと思われる。

⁵⁷ 滝沢・前掲注 11 21 頁

⁵⁹ 武田典浩「最高裁平成 20 年判批」新報 116 巻 11=12 号 321 頁, 特に 340 頁(2010)

欺」等については念頭に置いている 60とする考えが多いといえる。平成 20 年判決中の受取人の預金債権の「行使が不当利得返還請求義務の履行手段としてのものなどに限定される理由はない」との文言と合わせて評価すれば、振り込め詐欺のような場合は別として、平成 8 年判決や平成 15 年決定のような依頼人の単純なミスに基づく誤振込については、受取人が誤振込であることを明言して払戻請求をしても、被仕向銀行との関係で平成 15 年決定の認定した詐欺罪にも当たらず、権利濫用にも当たらない 61として、少なくとも振り込め詐欺の場合には含まれると解することができるとの主張がある。振り込め詐欺を特に含める見解では、誤振込により取得した預金について振込依頼人が受取人に対して不当利得返還請求するという請求循環は望ましくないことからあらかじめ権利行使を否定すべきといった考えからではなく、振り込め詐欺等の不正行為・犯罪行為に銀行制度が加担すべきでないとの政策論が前面に出ていることにより導ける結論である 62との指摘がある。

(2) 平成 15 年決定の場合も含むとの見解

平成 15 年決定の場合も含むとの見解は、平成 20 年判決が平成 15 年決定との整合性を保つために、権利濫用とした 63とするものや、受取人による預金債権の行使が詐欺罪に該当する場合には当該権利行使が権利濫用に当たるとして、平成 15 年決定とのバランスをとっている 64と考えるものがあげられる。誤振込であることを告知せずする払戻請求は、銀行の利益を侵害することも目的としているということができ、それを「不正」と評価しうるのであり、また、この払い戻しは銀行に対する詐欺罪も構成するので「犯罪の一環」という要件を満たすとの説明をするもの 65もある。

(3) 平成15年決定以外にも「権利濫用」となる場合を検討したもの

振り込め詐欺の場合が含まれることはもちろんであるが、それ以上に平成 15 年決定の場合やそのほかの場合に権利濫用となると指摘するもの 66である。例えば、資金洗浄目的や賭博金送金など原因関係が公序良俗に反し無効である場合や受取人が自ら払戻金を受領した上で振込依頼人に直接返却することを申し出ているが実際に申出の通り行う意思がないという払戻請求自体が銀行に対する詐欺的な行為である場合 67などを挙げるものがある。覚えのない振込みを知った受取人は、その旨を銀行に告げて事実関係の調査をまち、原因関係のない振込みと判明した場合には、上記のような不当利得返還義務の履行手段として得たこと、またはその者に既に同額の金銭を支払ったことを証明するなどしてでなければ、

61 松本・前掲注 10 特に 9 頁

⁶⁰ 滝沢・前掲注 11 21 頁

⁶² 武田・前掲注59 特に341頁

⁶³ 野口・前掲注 6 特に 134 頁

⁶⁴ 麻生・前掲注 25 特に 13 頁

⁶⁵ 山口・前掲注 5 特に 276 頁

⁶⁶ 稲葉・前掲注 14 特に 6 頁

⁶⁷ 中田・前掲注13 特に17頁

払戻請求をすることができないのではないかと指摘するもの68もある。

以上(1)から(3)において「著しい正義に反するような特段の事情」については、それが示す範囲をいかに解するかについては、様々な意見があるが、払戻しが原則として可能であることを前提に、例外的にその払戻しが否定される場合を指摘したと考える点ではほぼ一致しているといえる。しかし、上記とは正反対に、実質的には原則として「権利濫用」となると主張する見解が以下の(4)である。

(4) 原則として「権利濫用」になるとの見解

その説明としては、本判決は、誤振込であることを知らない第三者の行使を認めた平成8年判決と誤振込であることを知って受取人の行使を否定した平成15年判決の間隙を埋めた判例であるとした。そして、その間隙は、①受取人が誤振込であることを知らない場合、および②知っていても銀行の利益を害さない場合であり、このような場合は実際には少なく、また、現在では、振込が犯罪行為に利用された場合には、預金債権消滅手続が取られ、被害者の申請により被害の回復が図られ(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復の分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺救済法))、払戻しのような方法をとる必要はなくなった69と説明するものである。

3 検討

検討する際には、まず、判例が明示している文言に着目する必要があると考える。平成 20 年判例の「受取人が当該振込みに係る預金の払戻を請求することについては、払戻しを 受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯 行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事 情があるときは、権利の濫用に当たる」との判断の文言から解釈して、原則払戻請求は認 められ、例外として特段の事情がある場合、権利濫用として認められないと解すべきであ る。そのことから、単に、誤振込みであることを秘して払戻しを請求した平成 15 年決定 のような場合も「特段の事情」には入らないと考える。そもそも、誤振込みがあった際に、 払戻請求をする場合には、誤振込みであることを秘することが多いと思われ、このような 場合はむしろ例外的場合であり、平成 15 年決定のような場合の方が多いといえるからで ある。確かに,平成 15 年決定は詐欺罪になると判断したが,これは,まさにその行為が 犯罪を構成するものであり,「犯罪の一環を成す」とは少しニュアンスが異なる。また,平 成 20 年判例は、続けて「受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担している というだけでは、権利濫用に当たるということはできない」と判示していることからも, 不当利得返還債務を負担するにすぎない平成15年の受取人の払戻請求はやはり、「権利濫 用」にはあたらないと考えるのが素直な判例の「読み方」であろう。

44

⁶⁸ 佐久間毅「事例から考える民法 第2回『私の預金が……』」法教398号88頁,特に95頁(2011)

⁶⁹ 中舎・前掲注13 特に8頁

このように権利濫用の場合を狭く解するのは、やはり、振込の原因関係を知ることのできない銀行が多数の振込みを安全、安価、迅速に円滑に処理するため、ひいてはそれが預金を利用する者にとっても利益となるからであろう。前述のように(本稿3頁)、振込みが準委任契約と消費寄託契約の成立によりなされることからも、その原因関係がこれら契約の成立にかかわってくると考えることは難しい。そこで、平成8年判決の「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得する」との法的構成を原則として採用する。

もっとも、近年において、銀行の振込制度が、マネーロンダリングや、振り込め詐欺等 に利用されることが目に余るようになってきた。これらが他の犯罪(平成 15 年決定のよう な場合)と異なるのは、犯罪行為の中に振込制度を組み込み、まさに振込制度を利用するこ とにより、犯罪達成による利益を受けている点である。これは、一見すると銀行が犯罪行 為を助けているような状態を作りだしているということもできる。これに対しては、銀行 は,社会における経済的基盤たる役割を持つ点でのみ「公共性」を有する(銀行法 1 条 1 項)70にすぎないと反論できる。しかし、近年では、上記犯罪に対応すべく、通達や法によ り、銀行はこのような犯罪に手を貸すべきではないとの社会的期待が高まっているといえ る。例えば、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 (振り込め詐欺救済法)フェでは、犯罪利用預金口座と疑うに足りると認められると、銀行に取 引停止等が義務づけられることとなった(同法 4 条)。この考えからは,銀行制度を利用し て犯罪を行おうとすることが許されず、このような利用をすることが「権利濫用」である と考えることができる。そこで、「特段の事情」とは、マネーロンダリングや振り込め詐欺 といった振込制度を利用する犯罪により、振込がなされた場合であると考える。平成 15 年判決は、銀行制度を利用して犯罪を行ったものではなく、利用する過程で詐欺罪を犯し てしまったものであり,上記考え方からすると,「特段の事情」には含まれないのである。

このように考えると、平成 15 年決定の場合にも、払戻しができることとなり、民法と 刑法の間で、評価が矛盾してしまうのではないかとの問題が生じる。平成 15 年決定は詐 欺罪を成立させるにつき、銀行には組戻しの手続に向けて調査、確認、照会等の措置を講 ずる可能性があることを重視している 72。たとえ、銀行が払戻請求に応じた場合に法的リ スクを負わないときでも、この手続上の利益を保護するため詐欺罪を成立させたものと考 えられる。では、民法において、この手続上の利益をどのように考えるべきであろうか。

_

 $^{^{70}}$ 中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金法 1746 号 16 頁, 特に 18 頁(2005),岩原紳作=森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法 1746 号 24 頁, 特に 31 頁(2005)

⁷¹ 齋藤秀典「普通預金規定ひな型等における預金口座の強制解約等に係る規定について」金法 1620 号 11 頁(2001), 干場力「『振り込め詐欺救済法に係る全銀協ガイドライン(事務取扱手続)』の概要」金法 1840 号 12 頁(2008)参照

⁷² 橋爪隆「銀行預金をめぐる刑法上の諸問題」刑事法ジャーナル 38 号 4 頁, 特に 6 頁(2013)

この手続が、弁済を行うべき相手であるかの調査をするという点においては、民法 470 条に規定される「証書の所持人並びにその署名および押印の真偽を調査する権利」に類似する。これは、疑念を抱いて、調査するために必要な期間、弁済を拒絶しても遅滞の責めを負わないということであるとされている 38。また、悪意重過失でない限り、調査せずに真実の債権者でない者に弁済する場合も弁済を有効とする規定である。これは、弁済者の保護と取引の安全を図るため、弁済の相手方が正当な受領権者らしい外観を有していたためにこの外観を信頼して弁済が行われた場合に、有効な弁済とするとの法律構成をとったものである。誤振込みの払戻しについても、銀行に悪意有過失でない限り、有効な払戻しとされ、一方、銀行は法的には調査義務を負っていないことから、470 条と同様に考えることができよう。では、この調査権を侵害した場合に、何らかの民事上の責任を問われるかというと、そうとは限らないだろう。ここから、平成 15 年決定で保護しようとした手続的利益は、刑法上、侵害することで罰せられる権利である一方、民法上は侵害することで直ちに責任を負うことはないが、民法においても保護はされている権利である点では共通しているといえる。よって、刑法と民法で統一的な解釈ができないものではない。

以上より、平成 20 年判例は、平成 15 年決定に矛盾するとは言えず、平成 8 年判例を維持しつつ、現代の犯罪の状況に銀行がその役割を果たすために、さらなる判断をしたものといえよう。

VI 第三者が預金債権行使にかかわる場合について

平成 20 年判決は、受取人による払い戻し請求の場合について判示したものであった。ここで、第三者が預金債権行使にかかわる場合についても検討する。具体的には、受取人(口座名義人)の債権者による差押えの場合と相殺の場合について検討する。さらに、平成 20 年判決から、権利濫用として払戻請求ができないと考えられる振り込め詐欺による振込の処理について確認し、検討に役立てたい。

1 差押え 74

誤振込みよる預金債権に対する差押えに関する判例としては、前掲平成8年判決があげ

 73 島田志帆「民法 470 条の法的構造—民法上の指図債権における『形式的資格』」法学政治学論究 50 号 467 頁,特に 468 頁(2001)

74 弁護士の委任事務処理のために委任者から受領した金額を預け入れるため弁護士の名義で開設した普通預金口座債権に対して,委任者の債権者が差押えを行った平成15年6月12日判決(民集57巻6号563頁)がある。この判決の争点は、弁護士に委託した事務処理のための口座預金の債権者は誰になるかという点であり、誤振込の場合の預金債権の成立・帰属の問題とは異なることから、ここでは取り上げない。

られる。この判例からは、特段要件を加重していないことから、第三者による差押えは当然に認められると判断したと解される。もっとも、学説の中には、誤振込みがなされなければ差押えができず、債権回収を図ることができないときには、債権者に「棚ぼた」的利益を与えるものであり、振込依頼人を害してまで保護すべきではないと考えるものもある75。平成8年以降、差押えの判例はないが、後述の相殺の判例を踏まえ、このような利益を認めるべきかさらに検討を加えたい。

2 相殺

誤振込による預金債権との相殺に関する判例としては,名古屋高判平成17年3月17日金判1214号19頁(以下,名古屋高裁判決)と東京地判平成17年9月26日判タ1198号214頁(以下,東京地裁判決)があげられる。これらは、いずれも被仕向銀行が、受取人に対する債権と誤振込により受取人に成立した預金債権を相殺したものである。

(1) 名古屋高判平成 17年3月17日金判1214号19頁

(ア) 事案

原告(振込依頼人)が、仕向銀行に対して、訴外 A(受取人)が被告(被仕向銀行)に有する当座預金口座(以下、本件預金口座)に振込みを委任したが、この振込依頼は、振込先一覧を一行間違えたために誤ってなされたものであった。誤りに気付いた振込依頼人は、組戻手続の請求をした。しかし、被告被仕向銀行は、本件口座は、A の倒産により、強制解約済みであったので組戻しはできないとした。なお、A は、本件誤振込による振込金について何ら権利を有しておらず、被告から支払いを受ける意思もないため、原告に返還してもらいたい旨の確認書を作成していた。それにもかかわらず、被仕向銀行は、原告による不当利得返還請求訴訟係属中、書面で、本件振込による預金債権と被告のA に対する債権を相殺する旨の通知をした。

(イ) 判旨

原因関係の存否に関わらず、預金債権が成立するとし、誤振込によって直ちに被仕向銀行に振込金額相当の利得が生じるものとはいえないとした。もっとも、相殺の可否については、明示せず、本件については、正義・公平の観点に照らし、不当利得返還請求が認められると判断した。

つまり、受取人が誤振込であることを認め、被仕向銀行による返還を承諾している場合 には、受取人において入金の拒否あるいは振込金額相当の預金を事実上放棄する意思表示 をするものと解することができ、被仕向銀行においても、受取人が預金債権を行使するこ とは考えられないことから、振込金の返還先が存在しないことになり、被仕向銀行に利得

75 三枝健治「名古屋高裁平成 17 年判決判批」民研 581 号 13 頁, 特に 16 頁(2005)

が生じたのと同様の結果になるとした。さらに、被仕向銀行が誤振込であることを知って いる場合には、預金取引の迅速・円滑な処理の面からの保護は必ずしも必要とはいえず、 かつ、振込依頼人と受取人の原因関係をめぐる紛争に被仕向銀行を巻き込み、対応困難な 立場に置くこともなく、個別の組戻し手続をとることを妨げるものではないとの理由をあ げ、「正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないの と同様に構成し、振込依頼人が誤振込みを理由とする振込金相当額の返還を求める不当利 得返還請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金相当額の利得 が生じたものとして、組戻しの方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を 認めるのが相当である」。振込依頼人の銀行に対する不当利得返還請求を認めないとすると, 誤振込みをした振込依頼人は,受取人に対する不当利得返還請求権(受取人に上記預金債権 が成立し,他方,振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係を欠くことか ら, 受取人に法律上の原因なく利得が生じることになる。)の行使しかできず, 受取人とし ては, 常に被仕向銀行に対する預金債権を行使せざるを得なくなる(しかも, 当座預金口座 の場合には当座取引の終了が必要となる。)。受取人が、振込金について預金債権を有しな いことを認めており、被仕向銀行には組戻しを拒む正当な埋由がないのにもかかわらずこ のような処理をすることは、「いたずらに紛争の解決を迂遠なものとし、実質的に保護すべ き関係にないものを保護する結果となり、無用な混乱を招くものといえる」とし、原告の 被告に対する不当利得返還請求を認めた。

(2)東京地判平成 17年9月26日判タ1198号214頁

(ア)事案

原告は、C に対する決済のため B 銀行に振込依頼したが、振込先一覧を一行間違え、誤って振込先を被告被仕向銀行の A 会社の普通預金口座(以下、本件預金口座)と指定したことにより、本件預金口座に入金がなされることとなった。誤振込に気が付いた原告は B 銀行を通して、本件誤振込について、組戻しの手続を依頼したが、被仕向銀行からは、A 会社との連絡がつかず、その承諾が得られないため、原告の組戻しの依頼には応じられないとの回答がされた。そして、振込依頼人の代理人が誤振込金回収方法について被仕向銀行に問い合わせたところ、裁判所による差押えの方法があるとの説明がされた。その一方で被仕向銀行は、A 会社に対し有していた貸付債権の一部を自働債権とし、A 会社の Y 銀行に対する預金債権を受働債権として、これらを相殺するとの意思表示をした。そこで、原告は被仕向銀行に対し、不当利得返還請求をした。

(イ)判旨

平成8年判決を引用し、原因関係のない振込みによっても、振込金相当額の預金債権が成立すると判断した。そのうえで、相殺の有効性に関し、「それが権利の濫用に当るような格別の事情のない限りは、その効力が否定されることはない」とした。そのうえで、本件相殺は、貸付債権の回収を図ってなされたものであり、権利濫用にあたる事情もなく有効

に効果を生じるものであると判断した。

しかし、本件相殺に関しては、原告が誤振込をしていなければ、あるいは組戻手続が完了していれば原告は振込金額相当の損失を被ることなく、一方で被告の誤振込相当額の債権回収もなされていなかったとして、「『棚からぼたもち』的に利得したもの」であるとした。

さらに、「不当利得の制度の本質は、形式的・一般的には正当視される財産的価値の移動が、実質的・相対的には、正当視されない場合に、公平の理念に従ってその矛盾の調整を試みることにあると解される」とした上で、被告の利得が法律上の原因に基づくものといえるかについては、形式的に判断するのではなく、公平の理念の実現の見地に立って、実質的に判断すべきとした。そして、受取人の状況により組戻しができない場合、振込制度を運営する銀行に対しては、振込依頼人から受取人の所在が不明であって組戻しの承諾を得ることができない事情について相当の説明を受けたときには、誤振込をした振込依頼人の救済の機会を残すために、誤振込の事実の有無の確認に努め、その間、受取人の預金口座に入金された当該振込みに係る金員を受取人の預金とは区別して管理するなどの適当な措置をとることが望まれるとした。

本件で、説明を受けながら、誤振込の確認をせず、受取人に対する債権をもって当該振込みに係る預金債権と相殺して、自らの債権回収を敢行したような場合には、この債権回収は、振込依頼人に対する関係においては、法律上の原因を欠き、不当利得になるものと解するのが公平の理念に沿うものであると判断した。

(3)検討

両判決について、平成8年判決・平成15年決定等これまでの最高裁判例との整合性を維持したものであるとの評価76がある。判例は、日常的に迅速かつ画一的に多数・多額の資金移動が行われる銀行実務維持のため、誤振込の場合でも預金契約が成立するとして、受取人に対する債権者らの行為を阻害することのない法律構成を採用した。その反面で、受取人及び被仕向銀行が誤振込を承知している場合には、正義・公平の観念に照らし、実質的には預金契約が成立していないとの処理をした。この結論は妥当であるとする見解が多い一方で、その法律構成については疑問を呈するものが多い。

結論につき評価する見解としては、平成8年判決の理論では、原因関係を考慮しない形式的解釈しか行えず、誤振込の場合にも組戻手続を利用して処理を行ってきた従来の銀行の実務慣行を否定しかねないとの危機感が生じていた。そのため、利益衡量を踏まえ、原因関係に基づく例外的処置を行う論理をとる必要性が指摘されており、両判決は、これを受けて判断されたと考えるものがある77。

⁷⁶ 柏谷秀男「名古屋高裁平成 17 年判批」判タ 1215 号 72 頁, 特に 73 頁(2006)

⁷⁷ 菅野佳夫「誤振込をめぐる最近の判例について」判タ 1199 号 78 頁, 特に 80 頁(2006)

一方,結論に反論する立場からは,不当利得返還義務を負うべきは,受取人であり,被 仕向銀行への不当利得返還請求をすることが可能とすることは,法的安定を欠くとの指 摘 78がある。しかし,両判決の場合には,被仕向銀行が誤振込の事実を知っていたのであ るから,預金取引で重視される銀行の保護を図る必要がなく,法的安定の要請も極めて弱 まるのであり,この批判は妥当ではないと考えられる。

では、法律構成について、判決はどのように考えているのか。名古屋高裁判決では、受取人が誤振込を認める旨の確認書を差し入れていることをもって預金債権を放棄したと解することで、被仕向銀行は受取人に対する預金返還義務が消滅するとした。そして、誤振込金は残存したままとなるので、被仕向銀行に誤振込相当額の利益が生じると考えるのである。これに対しては、実際に組戻しが行われるまでは、確認書の差し入れがあろうとも受取人に預金債権が成立しているとして、判例の法律構成に懐疑的な見解79もある。一方で、判旨の「組戻しの方法をとるまでもなく」との言及から、当該判決は、誤振込の場合に被仕向銀行に組戻しに応じる義務があることを明らかにしたのだと解釈し、本件のような受取人の承諾がある場合には、組戻しに応じるべきものといえ、本件被仕向銀行の組戻しの拒否は不当なものとして、不当利得返還請求を認めたとの見解80もある。

受取人が誤振込を認めていることをうけ、「債権の放棄」や組戻し手続の効果を認定することで不当利得を認める名古屋高裁判決の法律構成のもとでは、受取人が行方不明で、その権利の放棄につき言及がなかった東京地裁判決においては、不当利得が認められないとも考えられる。ここで、東京地裁判決については、騙取金による弁済の法理(最判昭和 49年9月26日民集26巻6号1243頁(以下、昭和49年判決))に類似する構成により、不当利得返還請求を認めたものとする見解もある 81。この法理(騙取金による弁済の法理)は、例えば甲から乙が騙取等した金銭により、自己の債権者丙に対する債務を弁済した場合において、右弁済の受領につき丙に悪意または重大な過失があるときは、丙の金銭の取得は甲に対する関係では法律上の原因を欠き不当利得となるものである。これによれば、東京地裁判決のような事案(受取人が預金債権を放棄していない場合)でも、被仕向銀行に悪意または重過失があるのならば、振込依頼人に対する関係では「法律上の原因」を欠き不当利得になると考えられるのである。もっとも、東京地判決の判旨においては、昭和49年判決の引用が明示になされていない点から上記法理によるものではないとするものや、被仕向銀行の主観的要件(悪意または重過失)についていかに解するかといった点で議論がある。

 78 森口充康「名古屋高裁平成 17 年判批」金法 1753 号 1 頁(2005),柴崎暁「名古屋高裁平成 17 年判批」金判 1219 号 59 頁,特に 61 頁(2005)

 $^{^{79}}$ 松岡久和「名古屋高裁平成 17 年判批」金法 1448 号 11 頁,特に 13 頁(2005),柴崎前掲注 78 特に 61 頁

⁸⁰ 藤田・前掲注4 特に70頁

 $^{^{81}}$ 麻生裕介「東京地裁平成 17 年判批」金判 1228 号 6 頁, 特に 9 頁(2005),大滝哲祐「東京地裁平成 17 年判批」横国 14 巻 3 号 285 頁,特に 297 頁(2006)

以下では、議論の多い法律構成に対する検討と、さらにこれを踏まえ、適切な判例のない第三者による相殺について検討する。

(ア) 不当利得返還請求権の構成について

誤振込みの場合に相殺がされそうなときに、振込依頼人からの返還請求を認める法律構 成をいかに解するかという問題については、①受取人の承諾を得て組戻しにより対処する か、②受取人に対する不当利得返還請求の勝訴判決に基づき、その預金債権を差し押さえ るか、③平成8年判決の例外的場合として、受取人の預金債権の成立を否定し、預託金と しての性質を持つ誤振込金の返還を認めるか、④何らかの理由により銀行による相殺の効 力を否定するか、⑤昭和 49 年判決の騙取金弁済における不当利得返還請求の法理を類推 適用し、銀行の悪意の場合において、不当利得を肯定するか、⑥転用物訴権に係る判例理 論(最判昭和 45 年 7 月 16 日民集 24 巻 7 号 909 頁,最判平成 7 年 9 月 19 日民集 49 巻 8 号 2805 頁)の延長として,不当利得の実質的,補充的制度趣旨から,対価関係なしに得た 利益については法律上の原因があっても不当利得を肯定するとの法律構成が考えられる 82。 ②は銀行による相殺の場合、訴訟は相殺前に行うには、手間のかかる行為であり、対応に 遅れ救済方法としては妥当せず、①は受取人の承諾を得られない場合には利用できない。 ③については、平成8年判決が今や預金債権成立の先例となってしまったこと、例外的場 合が明らかでないことから不適切である。そして、④については、振込依頼人が誤振込金 相当額を回収する際には、受取人の被仕向銀行に対する預金債権を債権代位請求すること が必要となるが,その請求のためには受取人の無資力要件を満たすことが必要となり,ま た受取人の一般債権者との競合可能性を伴い、振込依頼人の救済が薄くなってしまい、不 適切である 83。また,⑥については,⑤のような悪意重過失要件を要求していないことか ら,採用しやすいとの考えがある84一方で,転用物訴権は,本来物権的請求権の目的物に 代わる代替物に対する追求権を言うのであり、振込金の帰属をめぐる物権的アプローチに 軸足を置いた解決方法には適切 85であろうが,契約法的アプローチでは,当然に採用でき るとは言えない。これらに対して、⑤の騙取金による弁済の法理を使う法律構成は、まず、 不当利得返還と法律構成する点で、平成8年判決後、誤振込等における処理に対し機械的 に処理せざるを得ないかのような法律構成に対する疑問を解消することができるものであ る。不当利得制度の本質は、形式的、一般的には正当視される財産的価値の移動も、実質 的・相対的に正当視されない場合に、公平の理念に従ってその矛盾を調整するところにあ るとされ、この性質をもってこそ、平成8年判決がとった原因関係にかかわらない形式的 解釈を修正し得るものであるといえる。そして,⑥の構成と比較して,「悪意・重過失」の 要件につき両判例とも要件として明示に取り上げることはしていないことから,法律構成

⁸² 三代川俊一郎「東京地裁平成 17 年判批」判タ 1245 号 64 頁(2007)

⁸³ 三枝健治「名古屋高裁平成 17 年判批」民研 580 号 15 頁, 特に 20 頁(2005)

⁸⁴ 三代川・前掲注 82

⁸⁵ 牧山市治「東京地判平成 17 年判批」金法 1770 号 81 頁, 特に 86 頁(2006)

として採用するには、⑥の構成に劣ると思われるが、類する事実の認定は両判決とも行っている。例えば、名古屋高裁判決においては、銀行が誤振込の事実・受取人の誤振込であることの承認を認識している事実、東京地裁判決においても銀行が誤振込の事実・受取人行方不明のために組戻しの承諾を得られない状況であることを認識している事実が認定されている。敢えて昭和 49 年判決を引用することなく、主観的要件につき明示しなかったのは、銀行の主観的態様を立証しなければならなくなってしまう振込依頼人の負担を軽減する一方、組戻しの依頼のみならず、受取人が不在で承諾が得られない点をも説明しているという事実に鑑み、銀行側に主観的態様の立証義務を負わせたものであると指摘する見解 86もある。一方で、被仕向銀行は、振込取引制度の運営者として利用者たる振込依頼人が不当な損失を被ることのないよう配慮すべき地位にあるとして、受取人が行方不明であるとか、無資力であるとかにより生ずる債権回収の危険は、もっぱら被仕向銀行が負うべきとして、銀行の主観的態様を斟酌する必要はなく、騙取金による弁済による法理は不適切であるとの主張 87もある。

私見としては、騙取金による弁済による法理と同視してよいと考える。これに対し、銀行の主観的態様を斟酌する必要はないとする見解の理由は、受取人の無資力等により生じる債権回収不能の危険を、振込制度の運営者たる地位にあり預金口座の管理者である被仕向銀行が負うべきであるというもの88である。しかし、通常原因関係を確知することなく預金・振込制度を運用する被仕向銀行に、受取人の無資力等に対する責任を全て負わせようということは、銀行の振込制度の運営者たる立場を鑑みても無理を強いるものであるといえる。一方、不当利得がそもそも公平の観点から認められるものであるとすれば、騙取金による弁済の法理を採用するとしても、振込依頼人と銀行の立場の差を踏まえ89、昭和49年判決の「悪意・重過失」の要件を緩和することも、無理のない構成であると考える。この要件の緩和は、昭和49年判決における金銭を騙取された者と債権者(利得者)の関係と比較して、振込依頼人と銀行の関係は、大きく銀行が優位に立つことを鑑み、導くことができる当該要件が振込依頼人と銀行の間の利益考慮を図るという面を持つことから、名古屋高裁判決・東京地裁判決における認定が受取人の対応により、多少異なっていたが、同じ結論をとるに至ったのではないだろうか。

よって,両判決とも,騙取金による弁済の法理に類し,銀行の振込制度の運営者であることに鑑み,公平・正義の観点から,不当利得を認めるという点で要件を変化させつつも,妥当な結論を導いていると考える。

(イ) 第三者の相殺について

平成8年判決後,両判決を経て,誤振込による「棚ぼた」が否定される方向になったこ

⁸⁶ 麻生・前掲注81 特に8頁

⁸⁷ 栗原由紀子「東京地裁平成 17 年判批」銀法 662 号 60 頁, 特に 63 頁(2006)

⁸⁸ 栗原・前掲注87 特に63頁

⁸⁹ 銀行と振込依頼人には、受取人の資力状況等、情報の格差もあるとの指摘がある。

とは間違いないといえよう。そうだとすると、当然、銀行以外の利得者についても不当利得返還請求を負わせるべき場合が予想できる。もっとも、銀行に対する不当利得返還請求が認められたのは、銀行の振込制度運営者たる地位にあることが大きな理由であるとすると、銀行のような認識よりも、より厳格な「悪意・重過失」が要求されると解する見解もある90。そこで、悪意あるいは背信性のある悪意等まで要求されると考えることができる。

3 受取人による払戻請求

銀行(あるいはその他第三者)による差押え・相殺の場合には、「棚ぼた」であることを重視し、当然に認められないのとする考えが、判例・学説の流れであるといえる。対して、平成20年判決によれば、受取人は「特段の事情」がない限り、原則として払戻請求をすることができるとされる。誤振込の場合多くの受取人が悪意となると考えられるにもかかわらず、悪意・重過失の銀行に対する扱いと矛盾するといるのではないだろうか。では、受取人も場合も銀行の場合とパラレルに考え、払戻請求を原則認めるべきではないのだろうか。そこで、判例で判断された銀行による相殺の場合と、受取人自身が払い戻す場合の違いを検討したい。

ここで取り上げる銀行の相殺の場合に銀行に対する不当利得を認めることと、受取人が 払戻請求することとはレベルが違い、そもそもパラレルに考えることはできないと考える。 銀行に対する不当利得返還請求を認めることは、振込依頼人が原因関係のない誤振込の際 の救済の方法として、受取人に対する不当利得返還請求以外の方法を示したものである。 一方、受取人の払戻請求権の行使の可否については、受取人への不当利得請求に至る以前 に、原因関係なくとも受取人には預金債権が成立するところ、この権利行使はどのように なるかという、振込依頼人の救済方法とは無関係な問題につき検討したものである。その ため、不当利得返還請求できるか、それ以前に払戻請求を認めざるを得ないのかというレ ベルの異なる問題なのである。

しかし、レベルは違うといえども、被仕向銀行の振込制度運営者としての地位を考慮する考え方は、預金債権の処理を考える際には、有用な考え方であると考える。例えば、平成 15 年決定では、受取人には、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があるとしていることとのバランスを図るべく、両判決において、被仕向銀行についても振込制度の運営者の一員として振込依頼人の要請と矛盾する行動をとらないことを期待することとしたのではないかとの指摘がある 91。

4 振り込め詐欺の場合の被害者による債権者代位請求

以上は、平成8年判決のもとで払戻請求権が行使できる誤振込の場合の処理であったが、

⁹⁰ 三枝・前掲注75 特に17頁

⁹¹ 大滝・前掲注81 特に306 頁注28

平成 20 年判決が払戻請求さえ認めなかった,振り込め詐欺の場合には,第三者による行使が認められるか 92。振り込め詐欺被害者が被害回復のため,受取人(詐欺犯人)に対する不当利得返還請求権を被保全債権とし,受取人の銀行に対する払戻請求権を代位債権として債権者代位請求した東京地裁平成 19 年 10 月 5 日金法 1826 号 56 頁(以下,平成 19 年 判決)を検討する 93。

(1) 事案

振り込め詐欺の被害者 X が、被振込先銀行 Y に対し、X の振り込んだ 240 万円のうち、被振込先口座の残高相当額 92 万円余りを、同口座名義人 A に対する X の不当利得返還請求権を被保全債権として、A の Y 銀行に対する預金払戻請求権を被代位債権とする債権者代位請求により口座にかかる預金債権の払戻請求を行った。

(2) 判決

判旨は本件について、X の A に対する不当利得返還請求権、A の Y 銀行に対する預金払戻債権の存在を認め、また、口座残金が、X の払込によるものであるとの認定もしている。無資力要件については、口座凍結後も A が何ら措置をとっていないことから、今後も A が 払戻請求する見込みがないといえ、その事実を無資力要件判断につき有利に解釈できるとして、A は所在が不明であり、その所在の判明が容易でない本件口座名義人の A は、X の 不当利得返還請求権を弁済するについて本件口座に係る預金払戻請求権のほか十分な資力を有していないというべきであり、同預金払戻請求権のみが A の財産として判明している状況において、X がその被保全権利につき満足を得られなくなる恐れがあると解され、X の代位には保全の必要性が認められるとした。

以上のように判断し、Xの債権代位請求を認めた。

(3) 検討

平成 20 年判決によれば、振り込め詐欺により振り込まれた預金の払戻請求は、権利濫用として認められない。口座名義人には行使できない払戻請求権を、被害者たる振込依頼

人は代位することはできるのであろうか。この点については、判決において特に言及されていない。被告たる銀行側からの主張がなかったためと思われる。

学説においては、代位行使することができるとした上で、法律構成について議論するものが多い。一方で、債権者代位の行使が、あくまで債務者の責任財産に対する権利行使で

あることに鑑み、債権者代位請求による構成に疑問を呈する考え方もある。この考えのも

⁹² 平成 19年 12月 21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 (振り込め詐欺被害者救済法)」が成立し、被害者は加害者の口座から被害回復できることとなったが、私 法上の関係については今一度整理が必要といえる。(妻倞胤「『振り込め詐欺』被害者による名義人の預金 払戻請求権の代位」ジュリ 1413号 114頁、特に 117頁(2010))

 $^{^{93}}$ このほかに、同様の法律構成により、振り込め詐欺に係る振込金の返還を認めた判例として、東京地裁平 17 年 3 月 30 日金法 1741 号 41 頁、東京地裁平成 17 年 3 月 29 日金法 1760 号 40 頁がある。

とでも、被害者は銀行を被告として返還請求ができると考えられている。前述の名古屋高裁判決において言及された受取人が権利行使できないと考えられる場合には、振込先の返還先が存在しないとして、銀行に振込金相当額の利得を認めることで銀行に対する不当利得返還請求を認めた。この法律構成を採用し、振り込め詐欺による振込である以上、受取人は権利濫用として、払戻請求権を行使できない。このため、振り込まれた被害金は、被仕向銀行の利得となり、振込依頼人は不当利得返還請求権を理由に、銀行に直接返還を請求できると考えるのである 94。

しかし、名古屋高裁判決が単に客観的に受取人が権利行使できないことのみならず、銀行がその事実につき知っていたあるいは知らないことに過失があったことについても考慮していると考えられ、銀行の主観的要件により被害者の救済が果たされなくなってしまう可能性がある。

さらに、代位債権が権利濫用により受取人が行使できないものであるとしても、債権者 代位できると考えることはできると考える。

この考え方をとる学説は、払戻請求行使できないのは、振り込め詐欺における預金払戻請求権は預金名義人またはこれと実質的に同一と評価し得る加害者が行使する場合にのみ権利濫用となる一身専属的なものと言えるのだとの指摘 95や、権利濫用というすぐれて個別具体性が問題になり得る判断事項においては、実際に権利行使する者の個別事情(目的・手段等)によりその濫用性が判断されるべき 96などと指摘して、被害者が代位行使する場合には払戻請求権の行使が認められるとの考えをとる。受取人の払戻請求権の行使が権利濫用と判断されたのは、被害者を不当に害する行為の性質を理由とするものであり、今回は、その被害者が請求しているのであるから、権利濫用により行使できないと考える必要はないと考えは首肯できる。また、債権者代位権は責任財産の保全から認められるとともに、優先弁済機能を有する 97といった点を重視すると、被保全債権である被害者の受取人に対する不当利得返還請求権と代位債権とする払戻請求権は振り込め詐欺により生じたという点で関連性が強いことから、不当利得返還請求を満足させるため、払戻請求を認めるべき強い要請があると考えることができると思われる。(代位債権者と被代位債権との関係において、被代位債権の代位行使の可否を決すると示唆する意見もある 98)。

以上の理由により、払戻請求権行使が認められると考えると、被害者ではない第三者が何らかの形で振り込め詐欺により成立した預金債権を行使することはできないと考えられる。その者自身の行為として権利濫用とは言い切れないものの、権利濫用法理が被害者保護の観点から採用されたこともかんがみると、その行使を認めると被害者保護の目的を果

⁹⁴ 裵倞胤・前掲注 92 114 頁, 特に 116 頁(2010)

⁹⁵ 平野・前掲注8 特に13頁

⁹⁶ 藤原彰吾「振り込め詐欺による振込の被仕向金融機関の対応」金法 1764 号 24 頁, 特に 28 頁(2006)

⁹⁷ 下森定『新版注釈民法(10)Ⅱ』706 頁奥田昌道編(2011)

⁹⁸ 武田・前掲注 59 特に 346 頁

たせないからである。これは、前述の誤振込の場合の処理と大きく異なるものではあるが、 振り込め詐欺の特殊性から、妥当な結論であると考える。

VII 結論

平成 20 年判決を出発点として、預金債権について様々な考察を行ってきた。この考察を経て、預金債権の考え方は、判例の大きな流れとして、①原因関係と連動するとの考え方から、②原因と無関係に成立するとの考えになり、その後、③原因関係とは無関係に成立すると、「棚ぼた」的な利得をどのように処理するのか、振込依頼人の保護をどのように図るかといった観点が問題視されるようになったと考える。また、原因関係とは無関係に成立することにより、預金制度が悪用されるともいえる、振り込め詐欺・マネーロンダリングといった犯罪への対策も要求されるようになったといえよう。

まず、平成8年判決が、原因関係と無関係に預金が成立すると判断し、その後も、多くの判例において先例として引用されることとなる。この判例により、②原因関係を要するとする考えから、不要とする考えへ大きく流れが変わったといえよう。振込みが弁済の方法として利用されることが多いことからは、原因関係の存在が当然の前提と考えることもできようが、預金関係は、預金契約という原因関係と独立した契約で成り立つことに立ち返れば、素直に預金契約自体の成立の可否の観点から考えることが自然といえ、原因関係を問わない考え方にも納得ができる。

この考えは、預金の帰属についての学説で主張されていた、「主観説」と同視できるものである。ここで、定期預金において判例が認めてきた「客観説」との整合性に疑問が生じる。そもそも、客観説においては前提として、銀行も預金された金銭の実質的所有者も、預金債権の名義を重視していなかった。むしろ、名義と実質的所有者が合致しないことが当然とも考えられていたことがある。しかし、現在では、銀行は預金債権の名義に関心がないということはありえなくなっている。それは、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の制定により、預金口座作成時に本人確認がなされるなど、銀行実務を取り巻く状況の変化からも明らかといえる。このような状況から、客観説を支える根拠は現代にはなくなっており、だからこそ、平成8年判決の判断がその後も受け入れられることとなったのだと考える。

原因関係を要しないとする流れが定着すると、今度は、③「棚ぼた」的な利得の扱いが 問題とされるようになる。つまり、原因関係を要せず預金債権が成立してしまう以上、振 込依頼人の振込依頼の誤りにより、本来受取人に帰属することのなかった金銭が振込依頼 人の犠牲のもと、受取人に帰属することを良しとしてしまうこととなる。このような場合、 原因関係がないことから受取人に対し不当利得請求をすることはできるが、振込依頼人は 受取人の無資力の危険を負うこととなり、十分な救済を図ることはできない。さらに、原 因関係がないにもかかわらず成立した預金債権も受取人の責任財産として把握され、第三 者の差押えや銀行との相殺がなされることとなる。これについては、差押えも相殺も、そ れぞれ行使者が受取人に債権を有していることからなされたものであり、それによる「利 得」は「法律上の原因」がないとはいえず、振込依頼人はこれらの者に対しては不当利得 返還請求をすることはできなくなってしまう一方、受取人が無資力であるなど、本来なら 回収できなかった債権が振込依頼人の誤り等により得られるこれもまた、銀行や第三者に とっては、「棚ぼた」的利得ともいえるのである。

まず、受取人本人の払戻請求については、刑事法の判例として平成 15 年決定が、詐欺罪の成立という形で、請求を認めないとの考えを示した。これにより、預金債権は成立するが、それを行使できないとする権利濫用論が盛り上がってくることとなる。しかし、平成 15 年決定が銀行との関係で信義則上、誤振込である旨の告知すべき義務があるという理由を挙げるのみであり、振込依頼人に対する何らかの責任を問うものではないようにとらえられること、刑法と民法における法律の統一的解釈についての問題から、刑法と同様に民法においても解釈すべきかという問題もあり、「棚ぼた」的利得の処理をどのようにすべきかとの前述の問題を結論付けることは難しい状況であった。

次に、民事法の判例により、名古屋高裁判決、東京地裁判決により、銀行は預金債権と の相殺をすることはできるものの、誤振込の事実について悪意あるいは過失がある場合に は、その相殺による利得は不当利得返還請求の対象となると判断された。これは、銀行が 誤振込がなければ回収できなかった債権を相殺により回収するような「棚ぼた」的利益を 認めないことに加え,銀行には誤振込の事実を知った場合には,組戻しに向けた調査等の 義務があるということも読み取ることができる。このような義務は,銀行に預金制度を運 用する者としての責任があることから導かれるといえる。そのため,適切な判例はないが, このような立場にない第三者による差押えの場合には、銀行よりも厳格な要件が備わるこ とで、ようやく不当利得返還請求をすることができると解することとなるのではないかと 考える。銀行にこのような義務を課そうとする考えには、平成 15 年決定が受取人に組戻 しの利益のために誤振込である旨の告知を要求したこととのバランスを図っているといえ る。平成 15 年決定も平成 17 年の各判例も,預金制度の円滑な運用という点で関係者にそ れぞれ義務を課しているとはいえると考えられるからだ。もっとも, あくまで, 平成 15 年決定(さらには平成 20 年判決)はそもそも払戻請求自体ができるかという段階の話であ るが、平成 17 年判決は払戻後に不当利得返還請求できるかという異なる局面における問 題を取り扱っていることには注意しなければならないであろう。

さらに、単なる誤振込ではなく、振り込め詐欺の場合が問題にあるいはそれについて言及された判例として、平成19年判決と平成20年判決がある。

平成 19 年判決は,振り込め詐欺の被害者である振込依頼人が銀行に対し債権者代位請

求をし、詐欺により成立した預金債権を代位行使し、被害を回復することを認めたものである。一見、問題なく成立するようにも思えるが、権利濫用論・その後判断されることとなる平成 20 年判決との関係で、受取人が権利濫用として引き出すことのできない債権を代位することができるのかという問題が生ずることとなる。これについては、被害回復という点を鑑み、権利濫用法理が被害者には妥当しないと考えることで解決できよう。この考えは、振り込め詐欺救済法が積極的に預金口座から被害者の救済を図ろうとする方針と合致しており、このような運用を私法上どのように裏付けるかという観点からも採用することができる法律構成であると考える。

最後に平成 20 年判決が、預金債権は成立するとともに、原則として払戻請求も権利濫 用となるものではない、と判断した。平成 15 年決定、名古屋高裁判決、東京地裁判決に より、「棚ぼた」を認めない方向性が取られているように思われていたことから、過去の議 論に戻るような期待外れの判示であったかもしれない。そのような過程があったからこそ, 判例の例外的に権利濫用となり得るとの指摘に対し,実質,原則権利濫用になるのだとの 考えが生じてきたのであろう。しかし, 私は, 名古屋高裁判決や東京地裁判決のような 「棚 ぼた」を認めないとの判例は、あくまで前述したように場面の異なるものであり、あくま で払戻請求できるか、という場面においては「棚ぼた」的利得をも認めざるを得ないとす るのが判例の立場であると考える。そうだとしても平成20年判決は、平成15年決定にお いて払戻請求を詐欺罪として認めなかった判例との整合性が問題とされる。確かに、刑法 の分野においては、請求を詐欺罪として認めず、民法の分野においては請求を認めたので あり、結果として違いがあることは否定し得ない。しかし、刑法の分野において詐欺の理 由とされた銀行の利益である、組戻しとその実行のための調査をする利益は、民法上も認 められる権利であると考えることはでき、民法上、権利として認められるものの、それを 侵害したことにより何らかの責任を必ず負わされるとはいえないであろうが、これは東京 地裁判決において、銀行に組戻手続にむけた義務を認めたことからも、この義務を認める につき,民法と刑法に矛盾はないといえる。このように,刑法の分野においても民法の分 野においても、銀行の調査する権利を認めていることには変わりがなく、この点で統一的 に解釈することができると思う。このように考えると、平成 15 年決定のような場合は平 成 20 年判決における「権利濫用」に当たる場合とはいえないとの解釈も可能となる。判 例の言及するように振り込め詐欺の場合やさらに、マネーロンダリングのような場合には、 「権利濫用」となると考える。この線引きは、その犯罪が預金制度・振込取引そのものを 利用したものであるかという点にある。平成 15 年決定は引き出したことで犯罪となった が,その受取人が預金口座を作り,振込取引をしていたのは犯罪行為のためではない。一 方,「権利濫用」となる振り込め詐欺等は犯罪行為を円滑あるいは可能とするべく預金制度 を利用したものである。このような利用は、銀行への通達・振り込め詐欺救済法等により 認められないことが社会的認識となっており、当然銀行はそのような利用を阻止すべく一

定の責任を有する。このような風潮は利用者に対しても、社会的に容認される銀行制度の利用をすべきとの要請がなされているといえ、それに反する利用は「権利濫用」として、払戻請求権の行使を制限されるのだと考える。このように、平成20年判例をもって、「棚ぼた」的利益の否定については、払戻請求の可否においては考慮することなく、原則として認めるとの姿勢をとりつつ、銀行振込制度を利用し犯罪を行うような「特段の事情」のある場合のみ、払戻請求の行使に一定の歯止めをかけることとし、各関係者の利害調節・銀行の社会的役割を果たす結論を導いたといえる。

脱稿日 平成27年1月5日

付記

脱稿後に本論文にかかわる裁判例が出たため、紹介する。 名古屋高裁平成 27 年 1 月 29 日金判 1468 号 25 頁(以下, 平成 27 年判決)

(1) 事案

債務超過であった株式会社 A 組(以下, A 組)が株式会社 A(以下, A)に債務を除く権利・ 設備等を承継させ、任意整理を行うこととなった。A 組の取引先 Y 信用金庫は、A 組の任 意整理の通知を受け、A 組の普通預金口座等を支払差止め設定した。

A の取引先である、X が A に対する請負代金として、A の普通預金口座に振込みをしようとしたところ、誤って、A 組の普通預金口座に振り込んでしまった。Y 信用金庫の担当者は、A 組の支払差止め設定を一時的に解除し、X の行った振込みを完成させ、同日、Y 信用金庫は、A 組に対する貸金債権と上記振込金を含む A 組の預金債権とを相殺した。

後日、X は Y 信用金庫に対し、誤振込を理由に返金を求めた。Y 信用金庫がこれに応じなかったため、X が Y に対し、不当利得に基づき返還請求をした。

(2) 判旨

平成8年判決を引用しA組とY信用金庫との間に上記振込金相当額の普通預金契約が成立するとした。しかし、Yは本件相殺の時点で誤振込であることを知っていたと認めることができるとしたうえで、Yには、相殺前に、XやA組合に誤振込みか否かを確認するなどの対処をすべきであったとして、あえて支払差止めを一時的に解除して上記振込みを完了させて直ちに相殺をしたものと認められ、振込制度における被仕向金融機関としては不誠実な対応であったといわざるを得ないとし、正義、公平の観点から、被仕向け金融機関であるY信用金庫が、事実上回収不能なX4組に対する貸金債権等を本件相殺により回収して、本件振込金相当額についてX0の事実上の損失の下に利得することは、X1に対する関

係においては法律上の原因を欠いて不当利得になると解するのが相当である旨判示した 99。 (3) 検討

この判決は、名古屋高裁判決、東京地裁判決と異なり、振込人の誤振込の連絡前に相殺を行った事案である。しかし、この判決においても、金融機関が誤振込であることを認識していたことを前提に、「正義、公平の観点から」不当利得返還請求を認めたものである。判旨が、金融機関が誤振込についての認識があったことを前提にして、振込制度において被仕向金融機関としては不誠実であるなどと言及していることからも、銀行(信用金庫)が振込制度の運営者であることに鑑み、公平・正義の観点から不法行為を認めているといえる。そのため、名古屋高裁判決、東京地裁判決の考えに沿う判例といえる。

_

⁹⁹ 藤原正則「平成 27 年判批」金法 2049 号 15 頁(2016)